

清掃等業務委託契約書（案）

彩の国さいたま人づくり広域連合（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）は、彩の国さいたま人づくり広域連合自治人材開発センターにおける清掃等業務（以下「業務」という。）の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 発注者は、業務を受注者に委託し、受注者は、これを受託するものとする。

（契約の履行）

第2条 受注者は、受託した業務を別添の仕様書に基づいて、誠実に実施しなければならない。

2 業務の対象となる施設、内容等は別表のとおりとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和5年11月1日から令和7年10月31日までとする。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除するものとする。

（契約金額）

第4条 契約金額は、金 ○○○○○○円

（消費税額及び地方消費税額金 ○○○○○○円を含む。）とする。

ただし、各会計年度における支払額は、次のとおりとする。

令和5年度 金 ○○○○○○円

うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 ○○○○○○円

令和6年度 金 ○○○○○○円

うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 ○○○○○○円

令和7年度 金 ○○○○○○円

うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 ○○○○○○円

2 受注者は、毎月の委託業務完了後速やかに、委託業務の履行について発注者の指定する補助検査員の確認を受けなければならない。

3 発注者は、毎月の委託業務完了の確認を翌月の10日までに行うものとする。ただし、年度末月については3月31日までに行うものとする。

4 発注者は、第1項の委託料のうち、別添内訳表記載の金額を、委託業務実施の確認後、受注者の適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 受注者は、発注者の承認を得ないで、この契約に係る権利又は義務を他人に譲渡し、若しくは抵当に供し、又は引き受けさせてはならない。

(再委託の禁止)

第6条 受注者は、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) あらかじめ発注者の書面による承諾を受けた場合
 - (2) 環境測定業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合
 - (3) 第16条の規定に基づき障害者、施設又は団体等に対して委託し、又は請け負わせる場合
- 2 受注者は、前項ただし書きの規定により、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、この契約の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され、又は請け負った個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受け、又は請け負った者に対して次に掲げる事項を行わなければならない。
- (1) 埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）第9条、第10条、第66条及び第67条の適用を受けることの説明。
 - (2) 必要かつ適切な監督
- 3 受注者が本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該第三者の行為は、受注者自らの行為とみなし、これに対しては、受注者が当該第三者の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

(発注者の催告による契約の解除)

第7条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく受託した業務に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) 履行期間内に受託した業務が完了しないとき又は完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約の義務を履行しないとき。

(発注者の催告によらない契約の解除)

第8条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の締結及び履行に当たり、不正の行為をしたとき。
- (3) 履行期間内に受託した業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (4) この契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) この契約の債務の一部の履行が不能である場合又はその債務の一部の履行を拒絶

する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (6) この契約の受託した業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 受注者からこの契約の解除の申入れがあったとき。
- (9) 受注者が、銀行取引を停止されたとき。
- (10) 受注者が、その責めに帰すべき事由により情報漏えい等の事故が発生したとき。
- (11) 前各号のほか、この契約の条項又はこれに基づく仕様書に違反したとき。
- (12) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が經營に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該再委託契約等の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、契約保証金が納付されているときは、当該契約保証金は発注者に帰属するものとし、契約保証金が免除されているときは、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として直ちに発注者に納付しなければならない。ただし、当該解除の理由が受注者の責めに帰することができないものであると発注者が認めたときは、この限りでない。
- 3 前項の場合において、発注者に生じた損害の額が、当該契約保証金又は当該違約金の額を超えるときは、その超える額を発注者の請求に基づき速やかに発注者に納付しなければならない。

(損害賠償)

第9条 受注者は、前条の規定による契約の解除により発注者に損害が生じたとき、又は委託業務の実施に関し受注者の責めに帰すべき事由により発注者が管理する建造物、器物等に損傷を与えたときは、直ちに原状回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(監督員に従う責務)

第10条 受注者は、発注者が指定した監督員の指示に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約保証金)

第11条 契約金額の10分の1以上（又は免除）

(違約金)

第12条 受注者は、契約の履行遅滞があったときは、遅延日数に応じ、契約金額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として発注者に納付しなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たない場合は、この限りでない。

(談合等の不正行為に係る損害賠償)

第13条 この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、発注者の請求に基づき契約金額（契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものといい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 紳付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
- (5) この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者は、発注者に生じた損害額が前項の規定する賠償金の額を超える場合は、その超える額を、発注者の請求に基づき発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 受注者は、前2項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払をした日までの日数に応じ、請求金額に年2.5パーセントを乗じて得た額を違約金として発注者に納付しなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たない場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第14条 受注者は、職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。本契約解除後も同様とする。

（個人情報の保護）

第15条 発注者及び受注者は、この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(障害者の雇用等)

第16条 受注者は、障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に定めるものをいう。以下本条において「障害者」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、業務の実施に当たり、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律第5条の規定に基づき、障害者の能力及びその適性に応じて、障害者を直接雇用（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する労働者の雇用を含む。）すること。
 - (2) 本契約に係る業務の一部について障害者による役務の提供を受けるために、障害者、施設（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第1・2項に規定する障害者支援施設、同条第21項に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第6項に規定する生活介護、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設若しくは小規模作業所）又は前記施設及び公共職業安定所から紹介又は斡旋等を受けた団体等に対して、これを委託すること。
 - (3) 障害者基本法等障害者に関する関係法令や障害者の自立を支援し、雇用を促進することなどについて研修等を実施し、又は地域間での障害者との交流を実施するなど、障害者の自立及び社会参加の支援等のための取り組みを実施すること
- 2 受注者は、業務を実施した年度及び契約期間の終了後速やかに、前項の規定に基づき実施した事項についての報告を、発注者に行わなければならない。

(受注者の業務従事者の災害に対する措置)

第17条 受注者は、委託業務の実施に関し生じた受注者の委託業務従事者の災害については全責任をもって措置し、発注者は何ら責任を負わない。

(受注者の法令上の責任)

第18条 受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）等の労働関係諸法令を遵守するとともに、雇用者又は使用者として、従業員に係る労務に関する一切の責任を負い、かつ責任をもって管理し、発注者に対し責任を及ぼさないものとする。

(事務所等への立入り及び検査)

第19条 発注者は、業務の実施に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、雇用保険法など労働関係諸法令の規定に基づく関係機関への届出又は申請等を確認するため、特に必要があると認めるときは、その業務の履行の状況及び財産などについて必要な報告を徴し、又は当該職員をして営業所その他営業に關係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 受注者は、前項の規定による発注者の検査等を、正当な理由なく拒むことができない。

(負担区分)

第20条 委託業務実施のため、受注者が使用する電気、ガス、水道及び電話の料金の負担は、実施場所における必要最小限度のものについて発注者が負担するものとし、他は受注者の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、各業務特記仕様書で負担区分が明記してあるものについては、それぞれその負担区分によるものとする。

(暴力団員等からの不当な要求の報告)

第21条 受注者は、受注者又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、発注者への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。

2 受注者は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

(事業者調査への協力)

第22条 発注者が、この契約に係る発注者の適正な予算執行を期するため必要があると認めたときは、発注者は受注者に対し、受注者が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し（発注者に関する部分に限る。）の提出について、協力を要請することができる。

(情報通信の技術を利用する方法)

第23条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている通知等は、関係法令に違反しない限りにおいて、電磁的記録を用いて行うことができる。

(契約の変更)

第24条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(定めのない事項等)

第25条 前各条に定めのない事項については、発注者・受注者誠意を持って協議し、決定するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、発注者・受注者記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和 5年 月 日

さいたま市北区土呂町2-24-1

発注者 彩の国さいたま人づくり広域連合

広域連合長 富岡 勝則

受注者

(別記)

個人情報取扱特記事項

(従事者の監督)

- 第1条 受注者は、本件業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第9条、第10条、第66条及び第67条の規定の内容を周知し、従事者から誓約書（別記様式）の提出を受けなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により従事者から誓約書の提出を受けたときは、発注者に対し、その写しを提出しなければならない。
- 3 受注者は、その取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、第3条第1項により講ずることとした措置の周知及び遵守状況の監督その他の必要な適切な監督を行わなければならない。

(損害のために生じた経費の負担)

- 第2条 本件業務の実施に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合は、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとする。

(安全確保の措置)

- 第3条 受注者は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理に関する定めを作成するなど必要な措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により定めを作成するなど必要な措置を講じたときは、発注者に対し、その内容を報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 第4条 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、その取り扱う個人情報を本件業務以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。本件業務を行わなくなった後においても、同様とする。

(提供を受ける者に対する措置要求)

- 第5条 受注者は、その取り扱う個人情報を第三者に提供する場合において、発注者と協議の上、その取り扱う個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(複製等の禁止)

第6条 受注者は、その取り扱う個人情報が記録された資料等の複製、持ち出し、送信その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けたときは、この限りでない。

(資料等の返還)

第7条 受注者は、本件業務を行わなくなった場合は、その取り扱う個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「返還対象資料等」という。）を速やかに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 前項に定める場合のほか、受注者は、発注者の承諾を受けたときは、発注者立会いの下に返還対象資料等を廃棄することができる。
- 3 前2項の規定は、受注者が本件業務を行う上で不要となった返還対象資料等について準用する。

(取扱状況の報告等)

第8条 受注者は、発注者に対し、発注者、受注者双方の合意に基づき定めた期間、方法及び内容等で、その取り扱う個人情報の取扱状況等について、発注者が認めた場合を除き書面により報告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者が取り扱う個人情報の取扱状況について、必要に応じ報告を求め、実地に調査することができる。
- 3 発注者は、受注者に対し、前2項の規定による報告又は調査の結果に基づき、必要な指示をすることができる。

(契約の解除)

第9条 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により情報漏えい等の事故が発生したときは、この契約を解除することができる。

(安全確保上の問題への対応)

第10条 受注者は、本件業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を発注者に報告し、遅滞なく書面により報告しなければならない。

- 2 受注者は、前項の事案が個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の安全確保に係る場合には、直ちに発注者に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する発注者の指示に従わなければならない。
- 3 受注者は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む。）等の措置を発注者と協力して講じなければならない。

(個人情報取扱特記事項 別記様式)

誓 約 書

私は、本件業務（清掃等業務）に従事するに当たり、その業務を通じて取り扱う個人情報に関し、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）第9条（安全確保の措置）、第10条（従事者等の義務）、第66条及び第67条（罰則）の規定の内容について、下記の者から説明を受けました。

私は、本件業務に従事している間及び従事しなくなった後において、その業務を通じて取り扱う個人情報について、埼玉県個人情報保護条例等の関係法令が適用されることを自覚し、本件業務の従事者として誠実に職務を行うことを誓います。

記

説明をした者 受注者の名称
本件業務に関する総括責任者の役職名
氏名
(※署名)

説明を受けた者 氏名
(※署名)
日付 令和 年 月 日

(注) この場合における「従事者」とは、受注者の組織内において、受注者の指揮命令系統に属し、本件業務に従事している者すべてが含まれる。いわゆる正規職員・社員等に限られず、また、受注者と雇用関係にあることは要件ではない。すなわち、いわゆるアルバイトや派遣労働者、法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の代表者又は法人若しくは人の代理人も含まれる。